

令和3年4月23日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課  
保 育 課

### 緊急事態宣言後の葛飾区内保育施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることに伴い、国は、令和3年4月23日、東京など4都府県を対象に、新型インフルエンザ等特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」（令和3年4月25日から令和3年5月11日まで）を発出する方針です。

現段階では「緊急事態宣言」は発出されておりませんが、葛飾区の保育施設につきましては、以下の対応といたします。

なお、今後、国や東京都の通知に伴い、以下の対応に変更が生じる場合には、改めてお知らせいたします。

#### 1 保育について

感染拡大防止対策に万全を期し、原則開所といたします。

#### 2 保護者会などについて

今回の緊急事態宣言は、人の流れを徹底的に抑制するという目的があることから、保護者会など人の集まる行事については、緊急事態宣言解除後まで延期、または保護者会の内容を書面にてお知らせいたします。

延期した場合は、新しい日程などを保育園から改めてお知らせいたします。

#### 3 感染防止対策について

保育施設では、引き続き、手洗い、マスクの着用、園内の消毒、こまめな換気、また職員の体調管理など、感染防止対策を可能な限り実施してまいります。

保護者の皆様におかれましては、手洗い、マスク着用等の感染防止対策を実施いただくとともに、お子様やご家族の体調管理について改めてお願いいたします。